

随意契約理由書

件名	新長田合同庁舎電話交換設備 保守点検業務	
契約の相手方	協和テクノロジズ(株) 兵庫営業所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>(1) 当該業務は電話交換機設備一式の保守(システム運用状態の確認および内線接続試験等を含む)を行うものである。</p> <p>(2) 上記業者は新長田合同庁舎建設時に神戸すまいまちづくり公社より電話工事を委託された業者であり、兵庫県の電話設備を含む、庁内全体の電話設備の施行業者である。施行内容は配線工事及び機器設置、設定などネットワーク構築を含めた電話設備全般であり、本市のシステム・ソフトウェア構築を熟知しているのは上記業者のみである。 当該設備の維持管理を円滑に運用していくには、当市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であるため、当該業務は上記業者しか履行できない。</p> <p>(3) 他の業者に保守点検を依頼することになると、電話設備全体の設計、工事責任を一貫して問えないため、上記業者以外に依頼することは不適切である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局税務部税務課	(電話番号 322-5149 (内) 2712)